

# 2

令和8年第2回  
多治見市議会臨時会  
議案説明資料

令和8年5月11日



## 目次

報第11号	専決処分の報告について	-----	1
報第12号	専決処分の報告について	-----	1
報第13号	専決処分の報告について	-----	1
報第14号	専決処分の報告について	-----	2
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	-----	2



## 報第11号 専決処分の報告について

訴訟費用及び強制執行費用の未収金について、権利を放棄した（令和8年3月31日専決処分）。

- (1) 放棄する金額 145,207円（1人）
  - ア 令和2年損害賠償請求事件 62,021円
  - イ 令和4年損害賠償請求事件 52,086円
  - ウ 令和6年損害賠償請求事件 12,940円
  - エ ア～ウに係る強制執行費用 18,160円

### (2) 放棄の理由

令和2年・令和4年・令和6年の3件の民事事件につき、それぞれ判決確定後に本人宛てに訴訟費用の請求書を送付したが、納付がなかった。令和2年の民事事件の判決確定後に金融機関に口座照会をし、令和6年の民事事件の判決確定後に裁判所へ債権差押命令を申し立て、差押命令が発せられたものの、当該金融機関に口座がなく不奏功となった。

預貯金債権以外の不動産・動産について、差押えにより費用を回収できる見込みがなく、権利を放棄することとした。

## 報第12号 専決処分の報告について

市営住宅家賃及び駐車場使用料の未収金について、権利を放棄した（令和8年3月31日専決処分）。

- (1) 放棄する金額 1,890,457円（6人）

※平成26年度～令和2年度の市営住宅家賃及び駐車場使用料の未納分

### (2) 放棄の理由

(債務者1～4) 対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者及び連帯保証人が時効の援用をする見込みがあるため。

(債務者5) 債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。

(債務者6) 債務者が死亡し、相続人及び連帯保証人が時効の援用をする見込みがあるため。

## 報第13号 専決処分の報告について

水道料金の未収金について、権利を放棄した（令和8年3月31日専決処分）。

- (1) 放棄する金額 320,820円（26人）

※平成26年度～令和7年度の水道料金の未納分

### (2) 放棄の理由

(債務者1～22) 債務者が無資力・所在不明・支払に応じない等のため、対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。

(債務者23～25) 債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。

(債務者26) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。

※ 督促状の発送、年1回の一斉催告書の発送、校区担当者による随時の催告書発送・電話催告、SMSによる催告（令和8年2月～）等を実施。3箇月分以

上滞納している使用者へは停水を実施（昨年度は4回）し、停水後も支払がない場合はメーターを撤去している。

閉栓後に滞納者が市外に転出した場合は、連絡不能や催告しても支払に応じないケースが多い。

## 報第14号 専決処分の報告について

市内大藪町地内の多治見市南姫財産区が所有する貸付地において、隣接する同財産区所有の山林から幹の腐食により木が倒れ、当該貸付地内に存する倉庫の屋根、外壁及び雨樋の一部を破損させていることを令和8年2月13日に確認した。

これに対する損害賠償額を令和8年4月2日、972,070円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

## 承第2号 専決処分の承認を求めるについて 多治見市税条例の一部を改正するについて

### 1 改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）等が令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行った（令和8年3月31日専決処分）。

### 2 主な改正内容

- (1) 令和8年4月1日に軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とすることに伴い、所要の改正を行う（第20条の3、第21条、第90条、第90条の2、第90条の4、第91条、第91条の2、第91条の3、第91条の4、第91条の5、第91条の6、第92条、第93条、第94条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、附則第14条の2、附則第14条の3、附則第14条の4、附則第14条の5、附則第14条の6、附則第15条及び附則第15条の2関係）。
- (2) 特定大口株主配当等が特定配当等に追加されたことに伴い、所要の改正を行う（第36条関係）。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第5条の4（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除（平成20～28年度）関係）の削除に伴い、所要の改正を行う（附則第6条の3、附則第6条の3の2、附則第7条、附則第15条の3、附則第15条の4、附則第16条、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第19条の2及び附則第19条の3関係）。
- (4) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限が令和12年度分の個人の市民税まで延長されたことに伴い、所要の改正を行う（附則第7条関係）。
- (5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限が令和11年度分の個人の市民税まで延長されたことに伴い、所要の改正を行う（附則第16条の2関係）。

### 3 施行日

令和8年4月1日